

西宮市駐車施設附置条例の概要

西宮市では、駐車場法に基づく「西宮市駐車施設附置条例」によって、駐車場整備地区または商業地域若しくは近隣商業地域内の一定規模以上の建築物を建築する建築主に対して、規模に応じた駐車施設の設置を義務付けています。

西 宮 市

この概要についてのお問い合わせは
市役所本庁5階 交通政策課（0798-35-3527）まで

1. 西宮市駐車施設附置条例による駐車場に関する届出について

本市では、平成5年に阪神西宮駅・JR西宮駅周辺地区を駐車場法に基づく駐車場整備地区に指定し、平成6年度から「西宮市駐車施設附置条例」（以下「条例」という。）により、下図に示す駐車場整備地区、商業系用途地域における一定規模以上の建築物を建築する建築主に対して、用途や規模に応じた駐車施設の設置を義務づけています。

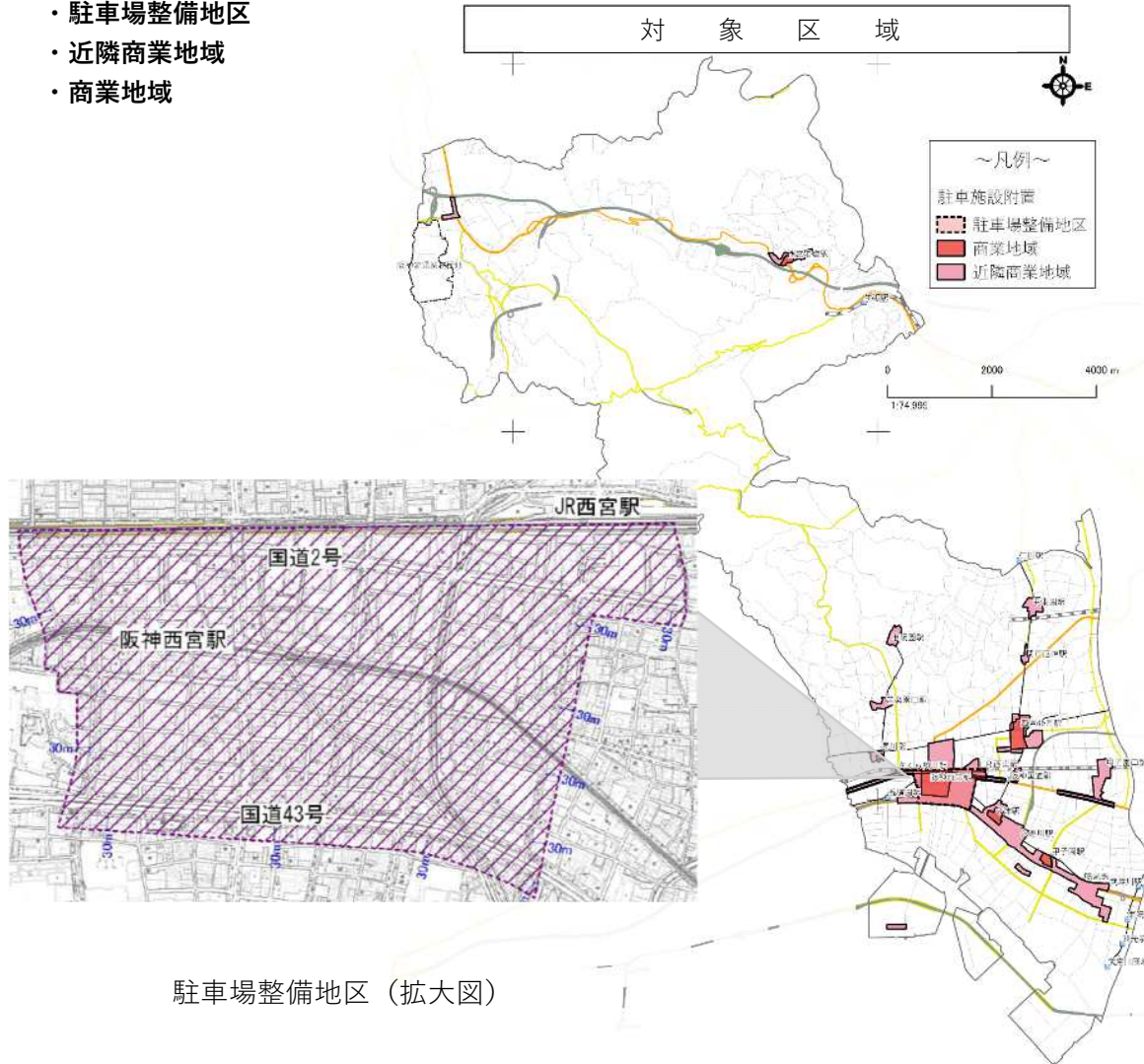
(1) < 対象建築物 >

(2) かつ (3) に該当する建築物を新築、増築または用途変更（特定用途の床面積が増加することとなるものために大規模修繕等）をする場合、条例の届出が必要になります。

(2) < 対象区域 >

建築物の敷地が、下記の区域に該当する場合対象となります。（敷地が区域外にまたがる場合は、過半が対象区域に属する場合、対象となります。）

- ・ 駐車場整備地区
- ・ 近隣商業地域
- ・ 商業地域



(3) < 対象建築物の用途及び規模 >

下表①～③の用途及び規模に該当する場合、対象となります。

表-1

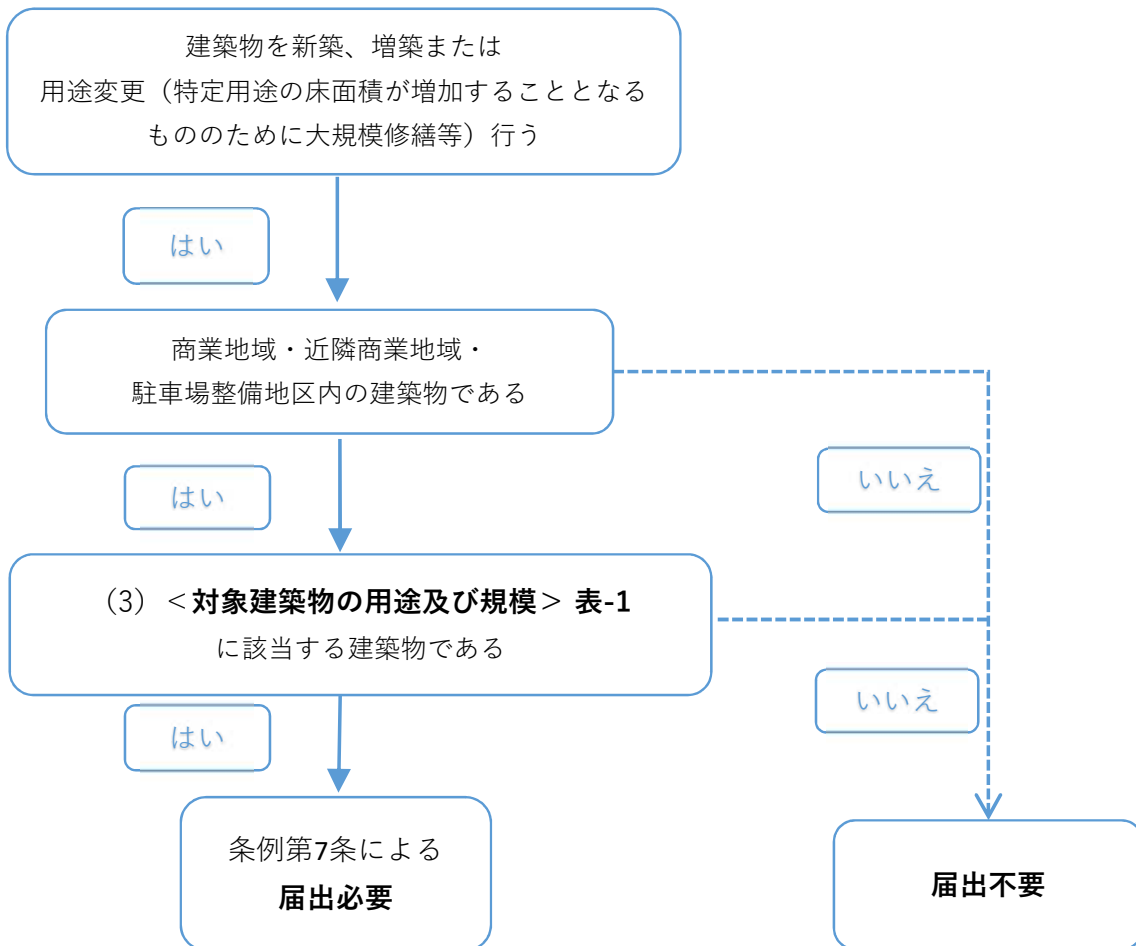
	建築物の用途	対象建築物の床面積 ^{※1}
①	特定用途建築物 ^{※2}	床面積 ^{※1} が1,000㎡を超えるもの
②	非特定用途建築物 ^{※3}	床面積 ^{※1} が2,000㎡を超えるもの
③	特定用途と非特定用途が複合する建築物	特定用途の床面積 + 非特定用途の床面積 × 1/2が1,000㎡を超えるもの

※1 床面積は、駐車施設及び自転車駐車用施設の用途に供する部分の面積を除きます。

※2 特定用途…劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、体育館、ボウリング場、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場

※3 非特定用途… 特定用途以外の施設。例) 住宅、福祉施設、学校、診療所、学習塾、寄宿舎、寺院、図書館、宗教施設等

(4) < 届出対象判断フロー図 >



※開発事業等におけるまちづくり条例に基づく駐車場の整備を行う必要がある可能性あり。

(5) < 附置義務台数 算定方法 >

建築物の各用途の床面積を基準値で除することで、建築物の附置義務台数を算定します。

表-2

用途分類	特定用途		非特定用途		
	店舗 百貨店	その他 特定用途	住宅		その他 非特定用途
			一戸当たりの専有面積が40㎡以下	一戸当たりの専有面積が40㎡超	
基準値	200㎡ につき1台	300㎡ につき1台	戸数の 15%	戸数の 35%	800㎡ につき1台

□住宅以外の用途は、延床面積の規模に応じた附置義務台数の緩和措置があります。

□建築物の増改築等の取り扱いについては、条例第4条を確認してください。

(6) < 駐車マスの大きさ >

表-3

	駐車マスの大きさ	対象台数
①	幅2.5m以上、奥行6m以上	・共同住宅、長屋以外の用途の附置台数の30%以上の台数
②	幅3.5m以上、奥行6m以上	・共同住宅、長屋以外の用途の①の台数のうち1台以上
③	幅2.3m以上、奥行5m以上	・共同住宅、長屋以外の用途の附置台数から①の台数を除いた台数 ・共同住宅又は長屋の附置台数

・市長が自動車を安全かつ円滑に駐車及び出入させることができるものと認める、特殊の装置を用いる特定自動車用駐車施設では、表-3は適用しません。

(7) <車路の幅員等>

- ・自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の場合、車路の幅員は5.5m(一方通行の車路は3.5m)以上、500㎡未満の場合は5.0m(一方通行の車路は3.0m)以上が必要です。
- ※機械式駐車場の駐車のために供する面積は1台あたり15㎡で計算してください。
- ・その他、駐車場法等に規定する路外駐車場の技術的基準によってください。

(8) <建築用途の変更や非特定用途を増築等する場合>

- ・建築用途を事務所等から店舗等に変更するが、大規模修繕等を行わない場合や、非特定用途部分を増築する場合など、条例上の附置義務に該当しない場合であっても、この条例の趣旨に基づき特定自動車用駐車施設を附置するように努めていただくようお願いします。

(9) <罰則>

- ・条例違反に対しては、違反是正のための措置命令及び罰則があります。

◆ 届出・申請の様式は、西宮市HPからダウンロードすることができます

<https://www.nishi.or.jp/kotsu/kotsu/kotsukeikaku/chushashisetsu/chushashisetsu.html>

